

2021年12月15日
東京電力HD(株)

柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定に伴う保安規定の変更について

1. はじめに

現在、柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定を予定しているが、関連する保安規定の記載について反映が必要と考えられる。一方、当該保安規定については経過措置が設けられており、今回の該当箇所については未だ適用されていない状態であることから、今後、適用時期の前までに認可を得られるよう、計画的に申請させていただきたい。

2. 保安規定変更内容及び該当箇所

(変更予定内容)

- 本社対策本部に「避難支援統括」を新設し、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班を「避難支援班」として、避難支援統括の管理下に置く体制変更を計画している。

(該当箇所)

- 保安規定第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)

添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」

1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備

(1) 体制の整備

イ.(イ)

3. 保安規定変更認可申請の計画について

現在の保安規定は令和2年10月30日に認可をいただいているが、附則で定めた経過措置により、第17条関連については「教育訓練に係る規定」のみ適用されている状況である。

附則(令和2年10月30日原規規発第2010305号)

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)、第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)、第17条の6(資機材等の整備)、第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)及び第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

今回の変更箇所は、「教育訓練に係る規定」に該当する項目ではない（且つ、本社支援組織の変更であり、保安規定における教育訓練の対象である組織（第12条：運転員等）でもない）ことから、未だ適用されておらず、「発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降」適用される条項となる。

現時点では具体的な適用時期については示すことのできる状況ではないが、今後、適用される時期の前までに変更認可を得られるよう申請することとしたい。

以 上